

モロッコにおける 知的財産権利行使マニュアル

[特許庁委託]

[著者]

SMAS INTELLECTUAL PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年1月発行

1. モロッコにおける知的財産 (IP) の歴史

1.1. モロッコの最初の知的財産法

モロッコにおいて知的財産権とは、立法部が取り組んでいる新しい用語やテーマではなく、20世紀初頭から議論されてきたものである。実際、モロッコ王国は、工業所有権を保護する法律を定めた最初のアラブ諸国の一つである。ほとんどのアラブ諸国が植民地化されていた時代に、モロッコ王国は、1916年に保護領下で工業所有権の保護を扱う最初の法律を制定した。モロッコ王国における知的財産法の発展をより良く理解するには、当時のモロッコの政治情勢について大まかな歴史を知ることが不可欠である。

1912年3月30日、モロッコ王国は、フランス政府と「フェス条約」に調印した。これは、植民地の地位としてではなく、保護領制度に基づくモロッコ王国の支配権を、フランス政府に与えるものであった。同年11月27日、フランスは、モロッコの北部および南部、より正確にはリーフ地方およびジュビー岬地方（現タルファヤ地方）に対する権利をスペイン政府に譲渡した。一方、タンジェはこの合意から除外され、国際管理地域の地位を得た。そして、モロッコ王国は3区域に分割された。

フランス領

モロッコにおける知的財産保護に関する最初の法律は、1916年6月23日に制定された。この法律は、1857年6月23日のフランスの知的財産法に影響を受けたものである。最初のモロッコの知的財産法は、知的財産慣行のすべての領域について、それぞれを別々に特定することによって管理していた。しかし、同法は、モロッコの経済状況を考慮しているようには思われず、むしろ、保護国、すなわちフランスおよびスペインの権益を保護することをより意図されていた。Cherifien 勅命¹ および行政決定によっていくつかの改正が行われたが、同法の大幅な見直しはなされなかった。1917年8月に、展示会の会期中に特許の一時的保護を与える行政決定が出された。

スペイン領

1919年2月19日の決定に従って、スペイン領の知的財産は、1902年5月16日のスペインの法律によって規定されることになった。知的財産権の登録は、この地域のスペイン裁判所を通じてマドリッドで処理された。モロッコの独立後、1958年5月31日の勅命の公布によって、1961年6月23日の法律がこの地域に適用された。

タンジェ国際管理地域

タンジェ区域は、1938年10月4日の法律によって規定された。同法は、すべての同盟国民の内国民待遇および優先権条件に関して、パリ条約に影響を受けている。さらに、同法は、Tangier Intellectual Property Bureauの役割および範囲に加え、譲渡、譲渡抵当、実施許諾、およびこれらの権利の侵害に対する関係罰則に関する特別規則を定めた。

¹モロッコ国王法令。cherifien という用語は、予言者ムハンマド (SAW) の王家の子孫という先祖からのつながりに起源を有する。

1956年、モロッコ王国は、全領土において独立を取り戻した。しかし、保護領の司法上の遺産はこの後も依然として存在し続けることとなり、モロッコとタンジェの旧「国際管理地域」との間には、二重の知的財産登録制度が存在した。立法部は、フランスおよびスペインの制度から引き継いだ法律を2000年まで廃止しなかった。

1.2. 法律第 17-97 号：2004 年 12 月以前の知的財産権

2000年2月15日のCherifien勅命は、モロッコ王国における知的財産法の問題の多い二重性を廃止するために公布された。法律第17-97号は、知的財産制度を統合し、領土全体を対象とする単一の登録体制を導入した。この勅命の公布に先立って、モロッコ王国は、自国特有の地理的な位置を踏まえて、経済発展を促進し、王国に国際的な規模で権限を与えるために、様々な国際協定に加盟した。モロッコ王国は、1987年に「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)²の加盟国となり、1995年には「世界貿易機関」(WTO)³に加盟した。これらの多国間協定により、モロッコ王国は、貿易、通商および経済に関わるすべての局面についての法的枠組みの大幅な改正を余儀なくされた。知的財産は明らかにこの改正の中心であり、この改正により新たな知的財産法第17-97号が制定され、これは2004年12月18日に施行された。この新たな法律は、商標、特許、意匠を問わず、知的財産慣行を明確な用語で再定義することになった。立法者は、新しい経済の時代およびモロッコが加盟した国際協定を考慮に入れた。そのため、条項は、今や最高の国際基準に適合したものとなった。以下に、この新たな制度の例を示す。

- 現在、医薬品は特許を受けることができる
- 工業意匠の秘密出願の廃止
- 所定期限内の年金の不払いに対する特許取消しの導入
- 発明に対する従業員の権利
- 集積回路保護の導入
- 団体商標の導入
- 現在、先行技術調査は可能となった（ただし必須ではない）
- 懲役1月以上2年以下の刑罰の導入
- 罰金は、1916年の旧法による50.00モロッコ・ディルハム（以下、MAD）以上3,000.00MAD以下に代わり、25,000.00MAD以上500,000.00MAD以下に大幅に増額された

² 国際貿易を正常化する多国間協定。現在は世界貿易機関の枠組みに取って代わられた。

³ 1995年にマラケシュで設立された、国際貿易の自由化を目的とする国際組織

1.3. 法律第 17-97 号を改正および補足する法律第 31-05 号の制定

2004 年、モロッコ王国とアメリカ合衆国は、自由貿易協定（FTA）を締結した。これは、モロッコ王国における知的財産権（IPR）の画期的な改正の始まりであった。FTA⁴への署名に先立って、モロッコ王国は、例えば 2006 年の植物新品種保護国際同盟（UPOV）など、複数の国際協定に加盟した。法律第 31-05 号は 2006 年に施行され、知的財産権の慣行を国際的かつ最も発展した規範に高める特別な規定を初めて明らかにした。以下に、この新たな規定の例を示す。

- 商標のオンライン出願
- 嗅覚および音響商標
- 異議申立制度
- 地理的表示および原産地呼称の国内登録
- 商標の税関への登録および没収措置
- 取り消された特許の回復権
- 拒絶された特許に対する 2 ヶ月の期限内の上訴
- 行政による販売認可の取得が遅延した場合における医薬製品の補償的延長

1.4. 現行のモロッコ知的財産法の下で保護可能な権利

モロッコの知的財産法第 17-97 号は、関係財産の利益または利用を享受する権利を保持者に付与する排他的な権利が、保護可能な権利に当たると規定する。工業所有権は、工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号の第 I 条に定めるとおり、以下の権利に関する。

- 特許
- 工業意匠
- 商標
- 会社名
- 商号
- 原産地呼称
- 地理的表示

2. モロッコで保護可能な知的財産権

将来日本の投資家に利益を与えることになる、今日立法者によって保証されている知的財産権について深く精査する前に、日本とモロッコ王国との経済的および商業的關係に加え、モロッコ王国の地政学的状況について概観する必要がある。

⁴ 米国は、2004 年 6 月 15 日に FTA に署名し、これは 2006 年 1 月 1 日に施行された。この協定は、主に、モロッコで行われる改革を支持し、貿易障壁を削減および除去することで米国企業の貿易機会に最良の環境を保証するものである。

2.1. 日本とモロッコ王国間の貿易

日本とモロッコの関係は、1956年に遡り、ここ数年の間、とりわけモハメッド6世国王陛下が最初に訪日した年であり、その後、様々な政治および経済会議が二国間で開催されることになった。2005年以後、非常に良い水準に達した。過去5年間で日本とモロッコの関係は著しい発展を遂げ、両国間の貿易高は、2005年に55億MADであったが、2008年には73億MADに達した。日本は、モロッコの貿易相手国の第15位であるが、これは、モロッコの伝統的な貿易相手国を考えると高い順位である。今日、日本とモロッコ間の主要貿易品目は、機械、小型自動車、産業車両、電気ケーブル、化学製品、スペア部品などであり、モロッコが日本に輸出する品目は、主に、リン酸塩、魚、タコおよび藻類、肥料などである。モロッコにおける日本の会社の設立も見られるようになってきている。

2.2. モロッコ：魅力的な発展途上市場

モロッコは、昔から欧州市場の末端、アフリカ大陸の入口、そしてアラブ世界の一部という地政学的位置から利益を得てきており、歴史的に常に、異なる大陸を結び付ける貿易の重要なプラットフォームであり続けてきた。海上貿易の点では、モロッコは、ジブラルタル海峡については言うまでもなく、通商関係および通商活動に関して世界地図に大いに貢献している地中海と大西洋という二つの海に面している。欧州連合がその設立後初めて、間違いなく非常に高水準の通商上および政治的協力の道を開く公認の前進的地位⁵を非ヨーロッパの国、すなわちモロッコに付与することになったのは、このような判断基準によるものである。近年、モロッコ王国は、経済の発展および多角化に向けた重要な方策を講じている。例えば、観光分野では、インフラにおいても、新規市場開放や新たな観光名所の設置においても、持続的な発展を経験した。その上、モロッコは、日本からの援助を得て、通信、物流、道路施設に投資しており、オープンスカイ政策が採択され、そのほかに、タンジェ地中海港⁶、西ナドール地中海港⁷、自由貿易圏、太陽エネルギーなどもある。これらの現在の発展を別にしても、モロッコは昔から、アラブ世界がアラブの春を経験し、ヨーロッパが厳しい経済危機に苦しんでいた時でさえ、比較的、政治的安定を享受してきた。モロッコは一定の安定性を維持しており、これが今日、外国の投資家にとって魅力的な市場になっている。とりわけ、独立後のモロッコは農業に向かっていたが、今日では焦点を工業に当てている。モロッコは、その天然資源に加え、人口ピラミッドの大半が、半熟練および熟練した若者で占められている国である。これらの人的資源は、国内経済のためのみならず、外国の投資家にとっても資産である。なぜなら、労働者は、近隣諸国に比べて相対的に安価であり、技能を磨くことに喜びを感じているからである。これは、教育・職業訓練省(Ministere de l'Education National et de la formation professionnelle)に代表される最高権威が注目しているところである。

⁵ モロッコは、1987年に欧州連合への加盟申請を行った。申請は却下されたが、全加盟国が承認する前進的地位を与えられ、これに関して複数の協定が締結された。

⁶ モロッコ北部にある商業港。今日、地中海およびアフリカにおける最大の港の一つとみなされている。

⁷ 西ナドール地中海港は、モロッコ北部で計画されている、タンジェ地中海港を上回る予定の港である。

2.3. なぜ知的財産権を保護すべきなのか

現代、世界は、政治的および経済的動向の大きな変化を目の当たりにしている。世界は「一つの地球村」であるという理論は、本の中だけに存在する、または大学で教わる単なる理念ではなく、すべての国およびビジネスが直面している現実である。国々はオープンスカイ政策を採用しており、国境は廃止され、制定される法律は統合され、商品は自由に流通し、そしてこれらすべての変化により並行貿易や侵害行為が蔓延している。今後、知的財産権を保護することは、事業主や個人が行う余裕のある贅沢や予防的手段ではなく、もはや義務的な措置である。商標、特許、意匠、著作権などに対する権利は、今や会社や個人にとって、金銭的にも知的にも大きな価値のあるものである。会社や個人は、原産国においてのみならず、製造工程に含まれる市場や貿易経路において、自己の権利を保護しなければならない。電子的世界の驚異的な発展および通商や貿易の急速なペースにより、侵害行為および権利喪失のリスクは高くなっている。

知的財産を保護することには、次のような利点がある。

- 第三者および競合他社が、商品化されている製品やサービスと同一または類似の名称、意匠または形状を使用することを防止する。
- 製品およびサービスに関する現地の競合他社による悪意ある行為に直面することを心配せずに、新規市場の拡大における顧客の関心を高める。
- ビジネス環境における所有者の評判を高める。
- 消費者間で販売される製品やサービスの信頼性、および革新的技術として所有者の信頼性を高める。
- 侵害および模倣のリスクを減らし、製品やサービスのより適切な保護を可能にする。

2.4. 誰が保護すべきか

今日では、個人、会社、投資家、意匠図案家などがすべて、自己の知的財産および創作品を保護する責任を負う。世界中の司法制度は法規則を強化しており、国境措置が定められており、最終消費者、創作者、個人、会社および中小企業において一般の意識が高まっている。政府は、「知的財産権を保護するのはすべての者の義務である」と明確に伝えている。モロッコ王国は、複数の協定、条約に加盟しており、また、税関、王立憲兵隊、モロッコ産業財産庁(Office Marocain de la Propriete Industrielle et Commerciale: OMPIC)⁸などの様々な公的機関を通じて、もしくはモロッコ商工会議所(Confédération générale des entreprises du Maroc: CGEM)⁹などの様々な専門機関を通じて、または研修会の計画、外国の登録機関、WIPO 等との協力により、知的財産権にかなりの注意を払っている。

⁸ OMPIC は、2000 年に創設された財政的に自立した政府機関であり、カサブランカに本部を設けている。

⁹ CGEM は、1947 年に創設された、モロッコ経団連である。